

単身で居住していた居住制限区域（浪江町）の借家から避難した申立人の住居確保損害（借家）について、直接請求手続においては月額3万8000円（福島県都市部の単身世帯の平均家賃に基づいた金額）を基準として従前の借家の家賃との差額が算定されていたが、申立人の新たな借家の家賃（月額4万3000円）は従前の借家の面積に応じた福島県都市部の平均的な家賃を上回らないと認め、上記の新たな借家の家賃を基準として算定し直した金額（新たな借家の家賃と従前の借家の家賃との差額の8年分及び新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金相当額。ただし、既払金は控除。）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（損害項目）

- 1 避難費用（駐車場代） 231,000円
（期 間 自 平成24年6月 至 平成30年3月）
- 2 住居確保損害（借家） 495,000円

第2 和解金額

被申立人は、前項記載の各損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、前項の合計金726,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年1月6日

（仲介委員 大島 やよい）